

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年6月30日（金）

令和5年第6回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年6月30日（金）午後3時30分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4

○ 議事日程

- 第1 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第31号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第33号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第7 議案第35号 茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員の選考について
- 第8 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第10 報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君
9 番 三橋 清高 君
10番 野崎 雅博 君
11番 阿部 富美 君
12番 齋藤 和子 君
13番 吉田 恵子 君
~~14番 石腰 明美 君~~

欠席委員

14番 石腰 明美 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 3 時32分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 5 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、14番石腰明美委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。7番小澤昇委員、8番廣瀬正美委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第1、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

1番案件について、12番齋藤委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○12番（齋藤和子君） 議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご報告いたします。

～案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、527㎡でございます。

令和5年6月16日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後につきましては、エダマメ、ハウレンソウを作付けする予定です。

譲受人の現在の耕作面積は、116アールです。

労働力につきましては、本人33歳、従事日数300日、専業、父63歳、従事日数60日、兼業、母58歳、従事日数60日、専業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。12番齋藤委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○12番（齋藤和子君） 議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご報告いたします。

～案件について内容を説明～

申請地は、2筆、いずれも現況畑、合計302.34㎡でございます。

令和5年6月16日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

申請目的は、資材置場です。農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、事業拡大に伴い、資材置場として使用するためでございます。

工事計画につきましては、砂利敷舗装とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件を上程いたします。

1番案件について、12番齋藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（齋藤和子君） 議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～案件について内容を説明～

利用権を設定する農地は、4筆、いずれも畑、合計802㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年7月1日から令和8年3月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第32号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。

9番三橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第32号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

～案件について内容を説明～

被相続人が令和4年11月9日にお亡くなりになりましたので、相続人さんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和5年6月14日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人さんは、7筆、合計2,443㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、4筆、いずれも畑、合計1,294㎡につきましては、枝豆が作付けされているほか、準備中、残渣置き場として利用されておりました。

3筆、いずれも畑、合計1,149㎡につきましては、パクチー、ハウレンソウ、ネギ等が作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、軽トラ、管理機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人43歳、従事日数340日、兼業、配偶者42歳、従事日数250日、専業、母76歳、従事日数150日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第32号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件を上程いたします。

9番三橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～案件について内容を説明～

令和5年6月14日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地5筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも現況畑、合計551㎡につきましては、一部ジャガイモが作付けされているほかは、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計2,286㎡につきましては、一体として耕作されており、ナス、枝豆等が作付けされておりました。

1筆、畑、559㎡につきましては、オカヒジキ、トマト、ナス、ニンジン等が作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラその他一式でございます。

労働力は、本人83歳、従事日数300日、専業、配偶者78歳、従事日数300日、専業、子52歳、従事日数150日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、議案第34号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。

9番三橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第34号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、ご報告いたします。

～案件について内容を説明～

本案件は、申出事由の生じた者が、令和4年10月25日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、申出事由の生じた者が生前、主たる従事者であったことの証明願いが提出されたものでございます。

申請者は、申出事由の生じた者のお子さんでございます。

令和5年6月15日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をまいりました。

買取申出の生産緑地は、2筆、いずれも畑、合計861㎡でございます。

現地は、イチゴ、ブルーベリー、ショウガ等が作付けされておりました。

申出事由の生じた者は、生前、当該地の主たる従事者であり、今後、申請者が耕作していくことが難しいため買い取り申し出をしたいというものでございます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございませうか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございませぬ。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございませうか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第34号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、議案第35号、茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員の選考についてを上程いたしますが、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、該当委員は、議事に参与することができません。該当委員におかれましては、退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後3時47分休憩

(本人案件のため該当委員退室)

午後 3 時48分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局より説明をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案35号、茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員の選考についてをご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第19条第1項において、農業委員会が推進委員を委嘱しようとするときは、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対して候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならないこととされています。また、推進委員の定数については、「茅ヶ崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」第3条の規定により、5名となっています。

令和5年2月16日から3月15日にかけて、5つの区域における募集を行いました。その結果、定数5名に対して、団体推薦4名、自薦1名の応募がございました。定数と同数の申し込みであったため、茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員選考委員会は開催せず、申込者全員を選考しております。

議案書記載のとおり、区域1の市川芳男さん、区域2の生川仁さん、区域3の三橋清高さん、区域4の内田信行さん、区域5の平牧直樹さん、以上5名を推進委員として決定する承認を得たく提案いたしましたものでございます。

5名のうち3名は、農業委員、推進委員経験者であり、うち2名は生産組合長からの推薦もあり、その豊富な経験と知識は、それぞれ農地利用最適化推進委員として適任であると考えるところでございます。

なお、決定については現農業委員会で行います。委嘱については、7月20日以降に新体制に移行した農業委員会から委嘱されることとなっております。説明は、以上となります。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第35号、茅ヶ崎市農地

利用最適化推進委員の選考については、事務局の説明のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後4時05分休憩

(該当委員入室)

午後4時06分再開

○議長(原田勝幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第8、報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。事務局より報告をお願いします。

○局長補佐(伊藤和範君) 8ページ、報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。議案書記載のとおり、1番から8番案件までとなっております。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長(原田勝幸君) 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご質問がないようですので、報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長(原田勝幸君) 日程第9、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐(伊藤和範君) 9ページ、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定に

よる農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1番案件から8番案件で、転用目的は、住宅敷地、共同住宅敷地でございます。

小出地区は、9番、10番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか一時的な駐車場敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第10、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 10から11ページ、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番から20番案件となっており、転用目的は住宅敷地・駐車場敷地等でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重

審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第6回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後4時09分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員